

伏見児童館及び伏見地区スポーツ施設指定管理者公募要項及び仕様書に関するFAQ

質 問	回 答
Q1. 児童館の維持管理に関することにおいて定期清掃にて年2回ワックスがけを行うこととしてあるが、児童館だけやればいいのか。伏見地区スポーツ施設もまとめてやらなければいけないのか。	A1. 定期清掃については施設全体（伏見児童館及び伏見地区スポーツ施設）を想定しております。
Q2. 児童館及びスポーツ施設の管理責任者は兼務でもよいか。	A2. 兼務でも構いません。
Q3. スポーツ施設の指導員は看護師資格を有する者以外にどのような条件があれば指導員となるか。（高齢者筋力トレーニングフォローアップ教室及び一般筋力トレーニング教室に従事する指導員）	A3. 高齢者筋力トレーニングフォローアップ教室は看護師の他、「筋力トレーニングサポーター」を指導員として想定をしています。また、一般成人筋力トレーニング教室の指導員は具体的な資格等は問いませんがマシンの使用方法を学んでいただき、指導できる方を指導員として想定しています。 ※「筋力トレーニングサポーター」とは、筋力トレーニングフォローアップ教室に参加された方で、マシンの使用方法等を指導していただける方をボランティアとして町長が認めたものです。
Q4. スポーツ施設の配置スタッフとして看護師となっているが、トレーニング指導員の健康運動指導士等ではダメか。	A4. 参加される高齢者の健康管理や見守りといった点からも、看護師配置を基本としていますが、看護師の配置がどうしても難しい場合は、協議の上、健康運動指導士の資格を保有するスタッフ配置も可とします。
Q5. 児童福祉施設の配置スタッフとして児童福祉施設2年以上の経験となっていますが、スイミングスクールや体育スクール指導経験やスポーツ指導者資格等では許可はいただけないでしょうか	A5. 児童館に常駐するスタッフについては児童厚生員2名以上を条件としています。管理責任者に関しては施設に常駐することを条件とはしていませんが、児童福祉法第7条第1項に規定する施設に2年以上勤務していた方を責任者として配置していただく必要があります。 ※児童福祉法第7条第1項に規定する施設は以下のとおり。 助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型こども園、児童厚生施設、児童養護施設、障がい児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センター
Q6. 指導員の雇用は常勤でなければならないか。	A6. 常勤でなくとも構いません。
Q7. 指導員の勤務時間は、開館時間（午前9時から午後9時）までか。	A7. 基本的な教室等の開館時間を勤務と想定しています。 午前の部 午前9時～午後0時 午後の部 午後1時～午後4時 夜間の部 午後6時～午後9時